

# す い か

## (1) 等 級

区分 項目	A	B	C
品 位 基 準	1. 形状及び色沢が特に良好であるもの	1. 色沢が良く変形度合いが軽微であるもの	1. 色沢が良く変形度合いが著しくないもの
	2. 果肉に空洞がないもの	2. 果肉の空洞が軽微でカット販売が可能なもの	2. 果肉の空洞が著しくないもの
	3. 熟度が適正であるもの	3. 熟度が適正であるもの	3. 熟度が適正であるもの
	4. 病害、虫害および傷害のないもの	4. 病害、虫害がなく、傷害の程度が軽微であるもの	4. 病害、虫害がなく、傷害の程度が著しくないもの

## (2) 階 級

区 分	基 準 重 量 (果実重)	基準個数 (1箱当たり)
6 L	1 1 kg 以上	1 玉
5 L	1 0 kg 以上 1 1 kg 未満	2 //
4 L	9 kg 以上 1 0 kg 未満	2 //
3 L	8 kg 以上 9 kg 未満	2 //
L L	7 kg 以上 8 kg 未満	2 //
L	6 kg 以上 7 kg 未満	2 //
M	5 kg 以上 6 kg 未満	2 //
S	4 kg 以上 5 kg 未満	4 //
S S	3 kg 以上 4 kg 未満	4 //

### 備 考

1. 区分に合わせた段ボール箱詰めを基本とする。